

中小企業事業主の皆さま

(従業員数300人以下の医療法人も含まます)

若年求職者の正規雇用

1名につき **20万円** 助成します！
(※1事業主あたり10名を上限)

札幌市企業向け若年層雇用安定助成金

対象事業主

次のいずれにも該当する中小企業、又は個人事業主、又は常時使用する従業員数300人以下の医業を主たる事業とする法人が対象となります。

- ① 平成26年6月1日以降に求人募集手続を開始していること
- ② 札幌市内に事業所等を有し、法人市民税(個人事業主:市民・道民税)の滞納がないこと
- ③ 3年以上事業を継続し、「食、観光、環境、健康・福祉」のいずれかの事業を行っていること
- ④ 労働関係法令を遵守していること
- ⑤ 2期連続の赤字でない、もしくは債務超過でない、かつ金融機関からの借り入れが年商の範囲内であること
- ⑥ 役員が暴力団員でないこと

対象労働者

次のいずれにも該当する労働者が対象となります。

- ① 雇用開始日において年齢が25歳から34歳までの方
- ② 札幌市内に住所がある方
- ③ 雇用開始日の前日に無職、又は期間の定めのある雇用(期間工、短期アルバイトなど)に従事している方

申請書受付期間

平成26年6月2日(月)～平成27年2月27日(金)

助成金支給予定人数は200人です。人数に達した時点で締め切ります。

申請書受付窓口

一財)さっぽろ産業振興財団
札幌中小企業支援センター
札幌市中央区北1条西2丁目
経済センタービル2階 TEL 011-200-5511

札幌市企業向け若年層雇用安定助成金のご案内

雇用契約

次のいずれにも該当する雇用が対象となります。

- ①「期間の定めのない雇用」であり、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度(いわゆる「フルタイム」)で、雇用保険の一般被保険者として雇用すること
※ 国のトライアル雇用奨励金との併給はできません
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業以外に従事させること
- ③助成金の申請時に離職していないこと、また、遅くとも平成27年2月27日(金)までに助成金の申請を行い、平成27年3月1日(日)までに雇用を開始すること

申請方法

■札幌市ホームページに掲載の

「札幌市企業向け若年層雇用安定助成金申請の手引」

をご確認いただき、その中にある「申請書様式」に以下の添付書類を添えて、受付窓口にご持参または、特定記録郵便でご郵送願います。

なお「申請書様式」は札幌市ホームページでもダウンロードできます。

「申請書様式」の
ダウンロードはこちら



<http://www.city.sapporo.jp/keizai/koyo/jigyo/index.html>

札幌市 雇用 事業者の皆さまへ

検索

【添付書類】

- ①法人市民税納税証明書、または法人市民税領収証書(写)
(個人事業主の場合は、市民・道民税納税証明書)
- ②法人登記簿謄本
(個人事業主の場合は「事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類」及び「事業内容が確認できる書類」)
- ③前期及び前々期分(2期分)の損益計算書及び貸借対照表
(個人事業主の場合は青色申告決算書又は白色申告決算書も可。白色申告決算書の場合は資産負債調も添付)
- ④対象労働者の雇用契約書(写)、履歴書(写)、居所確認書類(自動車運転免許証、住民票等)
- ⑤平成26年6月1日以降に対象労働者の求人募集を行ったことが確認できる書類(求人票等)
※公共職業安定所及び札幌市就業サポートセンター等(求人情報誌や自社ホームページでも可)に掲出した求人情報が確認できる書類

お問い合わせ先

申請に
関すること

一財)さっぽろ産業振興財団
札幌中小企業支援センター
TEL 011-200-5511

その他全般に
関すること

- 札幌市コールセンター
TEL 011-222-4894
- 札幌市経済局雇用推進課
TEL 011-211-2278